

「取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書」新旧対照表

平成27年3月27日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第19条（届出事項の変更届出） 貴社に届け出た氏名若しくは名称、<u>印章若しくは署名鑑又は住所若しくは</u>事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。</p> <p>第 21 条（免責事項） 3.貴社が、諸届その他の書類に使用された印影<u>又は署名を届出の印鑑又は署名鑑</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。</p>	<p>第19条（届出事項の変更届出） 貴社に届け出た氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。</p> <p>第 21 条（免責事項） 3.貴社が、諸届その他の書類に使用された印影を<u>印鑑証明書の印影</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。</p>